

## 特定少年の推知報道の禁止の解除に対して、慎重な対応を求める会長声明

2022年4月1日に少年法等の一部を改正する法律が施行された。改正前においては、少年法61条により、少年の更生や社会復帰を阻害するおそれ大きいことから、氏名、年齢、容ぼう等により当該事件の本人と推測できるような記事又は写真の出版物への掲載（以下「推知報道」という。）が禁止されていたが、改正後においては、同法68条により、18歳以上の少年（以下「特定少年」という。）の犯した事件について、家庭裁判所の検察官送致決定を経て公判請求された場合においては、推知報道の禁止が一部解除されることになった。

当会は、少年の健全な育成を期すという少年法の趣旨の下、少年の立ち直りの機会を与えるべく2015年7月、2019年1月、2021年2月に少年法の適用年齢の引き下げに反対する会長声明を發出し、また、2018年1月には、「少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げること」に反対する総会決議において、少年法の適用年齢の引き下げに反対する立場を表明している。

少年法が定める推知報道禁止の趣旨は、少年やその家族の名誉・プライバシーを保護し、それにより少年の更生を促すというものであり、推知報道の禁止が一部解除されることになれば、少年が世間からのバッシングを受け、それにより進学・就労への支障が生じ得ることになり、その結果本人の立ち直りや家族の生活が害されることが懸念され、その結果、再犯可能性を高めることにも繋がりがねず、これでは少年法の健全育成の趣旨が没却されてしまうことになる。改正少年法の審議にあたり、「いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されるべき」との衆参両院の附帯決議がなされていることから、推知報道の禁止を解除した報道を行う上では、このことを強く念頭に置く必要があるといえる。

特に、実名等がインターネットのサイト上に取り上げられれば、当該情報がインターネット上に拡散され、半永久的に残り続け、将来的に不特定多数の者がかかる情報を検索し得る状態が続くおそれがあり、推知報道の禁止が昨今のデジタル社会の現代において有する意義は大きいものであるといえる。

以上から、改正少年法下において推知報道が認められる場合であっても、報道機関に対しては、衆参両院の附帯決議に示された懸念を真摯に受け止め、推知報道を含む報道や取材の在り方、推知報道の必要性について十分に検討・配慮されるよう要請する。

2022年（令和4年）6月29日

宮崎県弁護士会  
会長 川添 正浩

